

令和元年度答申第56号
令和元年12月16日

諮問番号 令和元年度諮問第61号（令和元年11月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃金支払確保法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃金支払確保法施行令」という。）2条1項4号の規定に基づき、自らが雇用されていた事業主について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 賃金支払確保法7条は、政府は、「労働者災害補償保険の適用事業」に該当する事業の事業主（「厚生労働省令で定める期間」以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、

その他「政令で定める事由」に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わって弁済するものとする規定している。

(2) 上記(1)の「労働者災害補償保険の適用事業」については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）3条1項が「労働者を使用する事業」とすると規定しており、上記(1)の「厚生労働省令で定める期間」については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃金支払確保法施行規則」という。）7条が「1年」とすると規定している。

(3) 上記(1)の「政令で定める事由」については、賃金支払確保法施行令2条1項4号が、上記(1)の事業主（中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として「厚生労働省令で定める状態」になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

そして、上記「厚生労働省令で定める状態」については、賃金支払確保法施行規則8条が「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」とすると規定している。

(4) したがって、賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていたことが必要となる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成30年2月20日、処分庁に対し、賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づき、自らが雇用されていたP社（以下「本件会社」という。）について、中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（本件申請）をした。

（認定申請書）

(2) 処分庁は、平成30年8月1日付けで、審査請求人に対し、「労働者災害補償保険適用事業としての事業活動が1年に満たないため。」との理由

を付して、本件不認定処分をした。

(不認定通知書)

- (3) 審査請求人は、平成30年10月24日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、電話対応記録)

- (4) 審査庁は、令和元年11月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件会社では、最初の労働者を雇い入れる前から代表取締役自身が業務を行っていたのであり、この業務は事業活動と考えられる。したがって、労働者災害補償保険の適用事業としての事業活動の開始日は、最初の労働者を雇い入れた日ではなく、事業活動に相当する業務が開始された日とすべきであるから、本件不認定処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、労働者災害補償保険の適用事業としての事業活動の開始日は、最初の労働者を雇い入れた日ではなく、事業活動に相当する業務が開始された日とすべきであると主張するが、当該開始日については、法令で要件が規定されており、個々の事情により変更することはできない。

以上によれば、本件会社は賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行規則7条の要件を満たさないから、これを理由として不認定処分をした処分庁の判断は妥当である。よって、本件審査請求は理由がないから棄却するのが妥当である。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求受付：平成30年10月24日

反論書提出期限：平成31年3月13日

審理員意見書提出：令和元年11月20日

(反論書提出期限から約8か月)

本件諮問 : 同月 29 日

(本件審査請求受付から約 1 年 1 か月)

- (2) そうすると、本件では、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約 8 か月も経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約 1 年 1 か月の期間を要している。これは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていないことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

処分庁は、本件会社が最初の労働者を雇用した平成 29 年 3 月 16 日から本件会社の労働者が最後に退職した平成 30 年 2 月 28 日までの期間が 1 年に満たないから、本件会社は労働者を使用する事業を 1 年以上の期間にわたって行っていた事業主とは認められないとして、本件不認定処分をした（弁明書）。

審査請求人は、本件会社では、最初の労働者を雇い入れる前から代表取締役自身が業務を行っていたのであり、この業務は事業活動と考えられるから、労働者災害補償保険の適用事業としての事業活動の開始日は、最初の労働者を雇い入れた日ではなく、事業活動に相当する業務が開始された日とすべきであると主張する。

しかし、労働者災害補償保険法は、「労働者を使用する事業」を労働者災害補償保険の適用事業と定義している（上記第 1 の 1 の(2)）から、労働者災害補償保険の適用事業としての事業活動の開始日は、当該事業のために最初の労働者を雇い入れた日であることが明らかであり、審査請求人の上記主張は、失当である。

そうすると、本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

上記のとおり、処分庁は、本件会社が労働者を使用する事業を 1 年以上の期間にわたって行っていた事業主とは認められないとして、本件不認定処分をしたが、審査請求人に対して示された本件不認定処分の理由は、「労働者災害補償保険適用事業としての事業活動が 1 年に満たないため。」（上記第 1 の 2 の(2)）というのみであるから、これだけでは処分の名宛人が不認定処

分の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない（もっとも、本件では、本件申請がされた後に処分庁が審査請求人から聴き取りをした際に、本件会社が労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていた事業主とは認められないから、不認定処分となる可能性が高いとの説明がされたようである（平成30年7月20日付け電話録取書）。）。

本件のように、処分庁が、労働者からの賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づく認定申請に対し、事業主が労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていたとは認められないとして、不認定処分をする場合には、賃金支払確保法7条の要件（すなわち、事業主が単に事業活動を1年以上の期間にわたって行っていたというだけでは足りず、労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていたことが必要であること）を明示した上で、労働者を使用する事業を行っていた期間が1年に満たないことを事実関係に即して具体的に示し、処分の名宛人が不認定処分の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、不認定処分を不服とする審査請求の審査手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条）にも資することになると考える。

このような観点から、当審査会は、本件と類似の事案に係る過去の答申（平成29年度答申第32号）において、不認定処分の理由付記の内容を改善する必要があることを指摘したが、本件における上記の理由付記の内容は、いまだ十分に改善がされたものということとはできない。審査庁における更なる対応が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|
| 委 | 員 | 原 | | | 優 |
| 委 | 員 | 中 | 山 | ひ | とみ |
| 委 | 員 | 野 | 口 | 貴 | 公美 |